

## 第 2 章 保健福祉の推進

### 1 福祉に関する3計画の改定

目黒区基本計画の補助計画として位置づけられる目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画は、令和3年3月の改定から3年が経過し、国や都の制度改正や社会情勢の変化、区民ニーズ等を踏まえ、令和6年3月に各計画を改定した。

#### (1) 現行計画の概要

##### ア 目黒区保健医療福祉計画 <健康福祉計画課保健福祉計画係>

###### (ア) 計画の性格

保健医療福祉計画は、子ども、高齢者、障害のある人をはじめとするすべての区民を対象とした保健医療福祉の施策を総合的に推進するための基本となる計画である。社会福祉法に定める「地域福祉計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」、老人福祉法に定める「老人福祉計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める「成年後見制度利用促進基本計画」の性格を併せ持つ。また、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「子ども総合計画」、「健康めぐろ21」などの関連計画と整合を図っている。

###### (イ) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間。必要に応じて3年目の令和8年度に見直しを行う。

##### イ 目黒区介護保険事業計画（第9期目黒区介護保険事業計画）<介護保険課介護保険計画係>

###### (ア) 計画の性格

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、区における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して定めるものである。計画の策定においては、保健医療福祉計画との連携及びその他の区の関係計画や東京都介護保険事業支援計画との調和を図っている。

###### (イ) 計画の期間

介護保険法の規定に基づき、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。

##### ウ 目黒区障害者計画（第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画）

###### <障害施策推進課計画推進係>

###### (ア) 計画の性格

障害者計画は、障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者総合支援法に定める「障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「障害児福祉計画」の性格を併せ持つ計画として一体的に策定しており、目黒区における障害者施策を総合的・体系的に推進するための基本となる計画である。また、「保健医療福祉計画」などの関連計画と整合を図っている。

###### (イ) 計画の期間

計画の期間は、第7期障害福祉計画策定にかかる国の基本指針等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間。

## 2 地域福祉審議会開催状況 <健康福祉計画課保健福祉計画係>

目黒区地域福祉審議会は、学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民などで構成され、保健医療福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画などの区の福祉に関する計画の改定その他重要事項について審議している。

令和4年7月、区長から計画改定について諮問を受け、小委員会「計画改定専門委員会」の審議を経て、令和5年6月、答申の中間のまとめを提出した。同年7月、区民や関係団体と意見交換を行う「地域福祉を考えるつどい」を開催し、同年9月、答申を提出した。

月 日	内 容
令和5年5月24日	令和5年度第1回審議会 ・計画改定専門委員会における検討のまとめの報告 ・「第9期介護保険事業計画基礎調査」及び「高齢者の生活に関する調査」、「目黒区障害者計画策定に関する調査」の実施結果について区が報告
令和5年6月23日	令和5年度第2回審議会 ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」の検討 ・中間のまとめの周知・意見募集及び「地域福祉を考えるつどい」の開催について検討
令和5年6月29日	審議会が「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」を区長に提出
令和5年7月15日	めぐろ区報、区公式ウェブサイト等により中間のまとめを公表 審議会が中間のまとめに対する区民意見募集（8月7日まで）
令和5年7月31日	審議会主催「地域福祉を考えるつどい」開催
令和5年9月6日	令和5年度第3回審議会 ・中間のまとめに対する意見募集の実施結果及び「地域福祉を考えるつどい」開催結果の報告 ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（答申）」の検討
令和5年9月15日	審議会が「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（答申）」を区長に提出
令和5年12月6日	令和5年度第4回審議会 ・目黒区保健医療福祉計画等各計画の素案について区が報告

### <<計画改定専門委員会>>

月 日	内 容
令和5年4月28日	・東京都社会福祉審議会意見具申の報告 ・付託事項「各計画の基本理念」の検討 ・計画改定専門委員会における検討のまとめ

### 3 在宅療養推進協議会開催状況 <福祉総合課地域ケア推進係>

在宅療養を推進するため、目黒区在宅療養推進協議会を設置し、医療・介護に係わる関係団体及び地域包括支援センターの代表からなる委員 9 名により、在宅療養支援のための情報共有や体制づくりの協議を行っている。令和5年度は10月と1月に、対面にて開催した。

### 4 居住支援協議会開催状況 <福祉総合課地域ケア推進係>

地域福祉団体・不動産団体・行政等の代表からなる委員23名により、住宅確保要配慮者に対する居住支援に関する情報共有や関係機関との連携を推進するとともに、福祉型の居住支援施策を推進することで、地域福祉の向上を図っている。(令和4年5月に設立)

令和5年度は、居住支援協議会を8月と1月に、居住支援セミナーを10月に開催した。

### 5 保健福祉サービス苦情調整委員制度 <健康福祉計画課地域福祉推進係>

保健福祉サービスに関する苦情や不満の申立てに対して、第三者の立場で「保健福祉サービス苦情調整委員」が適切かつ迅速に対応する制度である。週1回の面談日に、区長が委嘱した保健、福祉、法律等の専門家3名が、苦情等の申立てを受けている。

なお、苦情相談受付業務等は目黒区社会福祉協議会に委託している。

苦情・相談、申立て件数

年度	種別	内 容									
		介護保険	高齢者	保健	障害者	総合支援法	低所得	子育て	保育	その他	合計
3	苦情・相談	23	10	4	6	30	26	0	2	0	101
	申立て	0	2	0	1	1	1	0	0	0	5
4	苦情・相談	38	3	3	10	31	19	1	16	2	123
	申立て	0	0	0	1	0	1	0	3	0	5
5	苦情・相談	34	2	9	8	44	18	9	11	1	136
	申立て	1	0	0	0	2	0	1	1	0	5

※「総合支援法」は平成24年度までは「自立支援法」

### 6 成年後見制度の区長申立て <健康福祉計画課地域福祉推進係>

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度である。成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがない等で申立てができない方を対象に、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長が家庭裁判所へ法定後見開始の審判の申立てを行っている。

年 度	3	4	5
区長申立件数	23	28	25

## 7 成年後見制度利用支援事業（後見人報酬助成） <健康福祉計画課地域福祉推進係>

生活保護等の理由で成年後見制度の利用に当たり報酬を負担することが困難である方に対し、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に後見人報酬費用の助成を行っている。

〔実績〕 3年度（10件） 4年度（12件） 5年度（7件）

## 8 災害時要配慮者支援 <健康福祉計画課要配慮者支援係>

区では、災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障害者などに対して避難支援を行うために、避難行動要支援者名簿を作成・配備するとともに、災害時個別支援プランの作成等の事業を実施している。

### 避難行動要支援者名簿の作成・配備

〔対象者名簿〕

地震や風水害などが発生した際の安否確認等に活用するため、災害対策基本法に基づき、区が保有する情報を基に自力で避難することが困難なかたの名簿を作成し、地域避難所、区担当（健康福祉計画課・防災課）に配備している。

〔登録者名簿〕

対象者名簿に登載された避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、名簿情報を消防署、警察署、民生・児童委員、個人情報保護に関する協定を締結した町会・自治会等、避難支援等関係者へ提供し災害に備えている。

〔登載対象〕

- 1 介護保険の要介護1～5のかた
- 2 身体障害者手帳の総合等級1～3級のかた
- 3 愛の手帳をお持ちのかた
- 4 目黒区ひとりぐらし等高齢者の登録をしているかた
- 5 上記1～4に該当しないが希望するかた

※登録者名簿については、対象者名簿に登載されている本人の同意が得られたかた

〔登載者数〕

年 度	3	4	5
対象者名簿	16,300	16,236	16,354
登録者名簿	10,005	9,972	10,168

## 9 福祉の総合相談窓口 <福祉総合課ふくしの相談係>

区は、平成31年4月包括的な相談支援の中核を担う組織として福祉総合課を新設し、「福祉の総合相談窓口」（愛称：福祉のコンシェルジュ）を開設した。高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、ひきこもり状態にある人などが抱える、分野を超えた多様な課題の解決に向け、保健福祉に関する相談支援を行う「ふくしの相談係」と生活困窮に関する自立支援相談機関の役割を担う「くらしの相談係」が、相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら支援を行っている。

### 福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）実績

年度		3	4	5
新規相談窓口件数		1,054	668	613
内 訳	福祉サービスに関すること	194	190	65
	経済的な困りごと	826	292	308
	その他	118	282	305
相談支援実績（延べ件数）		13,122	9,118	9,088

※内訳は複数計上

※「くらしの相談」及び「住まいの相談」の詳細な実績は、157・158頁に掲載

## 10 コミュニティ・ソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進

### <健康福祉計画課地域福祉推進係>

社会的孤立やひきこもり、制度の狭間の問題等、地域社会は多様な課題を抱え、支援を必要とする人が急増している。さらに新型コロナウイルス感染症拡大により、既存の居場所等への参加が困難になった。こうした課題を持つ人々を見つけ、その人を取り巻く環境に着目し、住民や地域包括支援センター、各相談支援機関と連携して支援につなげる専門職、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）を令和3年4月から目黒区社会福祉協議会に配置した。

令和5年度の活動実績は、電話1,709件、訪問1,293件、来所157件、その他809件の計3,968件となった。また、ひきこもり当事者を抱える家族や新たな居場所づくりへの支援として、学習会や家族会等を開催した。

- ・ひきこもり家族会 11回開催。参加延べ人数94人。ひきこもり状態に悩む家族の方の近況報告や情報共有を行う場として、運営支援を行った。
- ・ひきこもり学習会 参加人数40人。テーマは「ところがホッとする居場所はありますか？～家族との向き合い方」。
- ・食の循環で笑顔が広がる～めぐろの食支援とつながろう～ 参加人数36人。食支援団体の活動紹介やグループトーク、情報交換を行った。
- ・子どものサードプレイスを考える 参加人数26人。テーマは「中高生が安心できる多様な居場所とは」。
- ・居場所の出前 参加人数27人。ひきこもり当事者や家族等を対象とした茶話会を開催した。
- ・いどりぶれいす 参加人数87人。小・中・高校生が自由に過ごせる居場所「いどりぶれいす」を東京都写真美術館にて開催した。